

名取変電所に関する質問書

脱原発東北電力株主の会
株主 三浦信子

当社による『超高圧一次変電所・名取変電所』建設により、地域住民は、現実に安心して暮らすことができない大変深刻な状況におかれています。

住民の生命・暮らし・子どもたちの未来にかかわる重大な下記問題点にお答え下さい。

【1】規制値の問題点

当社は、「国の規制値(2,000 ミリガウス)内で健康への影響はない」と、地域住民の健康への懸念を無視し、一方的に変電所建設を開始しました。

しかし、『国の規制値』は下記「ICNIRP ガイドライン曝露の制限の根拠」により、送電線・変電所など極低周波の慢性影響や非熱効果とは全く関係ないことが判明しました。何故、慢性影響や非熱効果とは全く関係ない急性影響だけの規制値を、「名取変電所の建設は、国の規制値内で健康への影響はない」と、言い切ることができるのですか。ご回答下さい。

◆国が準拠する『ICNIRP ガイドラインの規制値』とは、

電磁界の急性影響を防止する為のもので、慢性影響や非熱効果とは全く関係なく、1998年以前の時点ではっきりしていた急性影響だけを考慮して作られたものです。
例えば、末梢神経及び筋肉の刺激、導電性物体に触れることによって生じる感電及び熱傷、EMF 曝露中のエネルギー吸収の結果生じる生体組織温度の上昇などに基づいている。
「ICNIRP ガイドライン曝露の制限の根拠」より抜粋

【2】予防原則否定の問題点

WHOは2007年『環境保健基準』を公表しました。

◆WHO『環境保健基準』とは、

3～4 ミリガウスの電磁波被曝で「小児白血病になる可能性」を正式に認め、電磁波が人体に与える影響の科学的証明を待たず、被害防止策を進める『予防原則』の考えに立ち、各国に電磁波対策法整備を勧告、予防措置を促した。

名取変電所の建設地は、同等規模の変電所では到底考えられない程住宅地に隣接し、「東北電力管内、他に例はない」（当社回答）「二つの超高圧変電所が並んで立地」という異常な状況下にあります。また、供給先送電網からも、今後の著しい電力の需要増に伴い、電源となる 西仙台変電所→名取変電所 275千V超高圧送電線から制限なく強制され続ける長時間被曝は、地域住民のとくに影響を受けやすい子どもたちの「将来にわたって左右する深刻な健康問題」です。

当社は「危険性の科学的証明はない」と予防原則を否定し、地域住民の「予防原則に基づいた電磁波軽減対策」の要望を退け、建設を進めました。

「安全性の科学的証明もありません」

何故、被害防止策を進める WHO の『予防原則』の考えを否定できるのですか。ご回答下さい。

【3】当社回答書『変電所建設後の最大電流・磁界値の試算値』の問題点

下記の

①②変電所建設後の最大電流試算値は、建設前供給電流実績値（電力消費量）の判明により改ざん（虚偽）の疑い。

③最大電流試算値は送電エリア・送電網の判明により改ざん（虚偽）の疑い。

④H30.2.26 回答書、供給電流実績値は、復興事業状況・供給先世帯増などの統計調査より改ざん（虚偽）の疑い。

- ① **名取変電所**⇒**JR 新仙台変電所** 最大電流試算値—**26A**
最大磁界試算値—**105 ミリガウス**

□変電所建設前 西仙台変電所から JR 新仙台変電所への供給電流実績値 との**比較**

年月	H27.1	H27.2	H27.3	H27.4	H27.5	H27.6	H27.7	H27.8	H27.9	H27.10	H27.11	H27.12
最大電流値 [A]	47.0	41.1	42.2	42.6	47.0	42.0	47.4	52.3	52.7	48.1	43.9	46.4

- ② **名取変電所**⇒**南仙台変電所** 最大供給試算値—**611A**
最大磁界試算値—**2475 ミリガウス**

□変電所建設前 仙南変電所から南仙台変電所への供給電流実績値 との**比較**

年月	H26.1	H26.2	H26.3	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12
最大電流値 [A]	625	870	1,005	709	761	750	866	604	975	739	607	795

- ③ **仙南変電所** ← **名取変電所** ⇒ **南仙台変電所**
最大電流試算値—**649A** 最大電流試算値—**611A**
最大磁界試算値—**2629mG** 最大磁界試算値—**2475mG**

- ④ 南仙台変電所への供給実績値について

□H26.1~H26.12 (H27.10.15 回答書)

年月	H26.1	H26.2	H26.3	H26.4	H26.5	H26.6	H26.7	H26.8	H26.9	H26.10	H26.11	H26.12
最大電流値 [A]	625	870	1,005	709	761	750	866	604	975	739	607	795

□H29.1~H30.1 との**比較** (H30.2.26 回答書)

年月	H29.1	H29.2	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6	H29.7	H29.8	H29.9	H29.10	H29.11	H29.12	H30.1
最大電流値 [A]	379	750	795	360	592	517	844	547	589	439	375	292	397

何故、上記の改ざんが行われたのか、理由をご回答下さい。

【4】住民の生命・暮らし・子どもたちの未来にかかわる問題点

建設地には既に JR 新仙台一次変電所・携帯基地局 2 基があり、地域住民は、今の状況下でも電磁波の影響と考えられる「健康問題」を抱え生活しています。名取変電所建設・操業により、供給先送電エリア（送電網）の電力需要増に伴う今以上の電磁波被曝は、生命にかかわる小児白血病、ガンのほか、うつ病などの精神疾患、また「電磁波過敏症」の懸念など、
『地域住民の、将来にわたって左右する深刻な健康問題』です。

電磁波被曝量は電流値 1 アンペア増加ごとに、4 ミリガウス強の増加

(回答書より算出)

◆電磁波過敏症とは

電磁波被曝の量が増えれば誰にでも生じうる可能性があり、身体の様々な部位に異変が生じ、頭痛・吐き気・疲労感・めまい・動機・皮膚障害・不眠…等々、居住、学業、就業など、日常生活のあらゆる場面で不自由を強いられることとなります。

最近の疫学調査から『日本人の 3.0～4.6 パーセントが電磁波過敏症』として、実際に電磁波の被害で苦しんでいる方々の存在が報告されています。

地域住民の生命・暮らし・子どもたちの未来を守るために、WHO が被害防止策を進める『予防原則』の考えに立つことが不可欠です。また、変電所の電源送電線（275 千 V）・鉄塔は経年 40 年の既存のままです。改めて『電源送電線の予防原則に基づいた電磁波軽減対策』の要望を致します。
ご回答下さい。

【5】地域住民への当社対応の問題点

当社は、変電所計画当初より、虚偽の資料・虚偽の説明を地域住民のみならず、名取市議会（民生教育常任委員会）に対しても行ってきました。経産省届出書の開示文書により判明したマイクロ鉄塔建設も、地域住民への説明は一切ありませんでした。

企業としての説明責任、また上記回答書の改ざん（虚偽）の疑いなど、当社の『東北電力企業行動指針』にも反する地域住民への対応について、
ご回答下さい。